



## 業者登録受付のご案内

入札等に参加するには登録が必要ですが

平成29・30年度に市が行う競争入札に参加する方は、次の事項を確認のうえ、必要書類を提出してください。

登録申請後、名簿に記載された事業者を業者選定の対象としますが、指名や契約を約束するものではありません。

### 入札参加資格申請について

■**受付業種**  
 ①建設工事(建設業法第2条第1項に該当する工事 29業種)  
 ②業務委託(測量・建設コンサルタント)  
 ③業務委託(役務)  
 ※測量および建設コンサルタント等以外の委託業務の入札等に参加を希望する方は、「役務」で申請してください。

(例)環境調査業務・基本計画等策定業務・草刈等業務  
 ④物品  
 ■**申請方法**  
 郵送(市内業者は持参可)  
 ■**申請期間**(土曜・日曜を除く)  
 ・建設工事、業務委託(コン

サルタント)  
 平成29年1月11日(水)～1月25日(水)  
 ・業務委託(役務)、物品  
 平成29年1月30日(月)～2月10日(金)

■**資格要件**  
 資格要件・提出書類については、「入札参加資格審査申請書 記載要領」とおり

■**提出書類**  
 申請書様式は、市独自様式(指定様式以外不可)  
 ※記載要領および様式については、市ホームページよりダウンロードすることができません。

■**提出先**  
 契約検査課  
 ■**持参の場合の受付時間**(市内業者) 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)  
 ■**有効期限**  
 平成29年4月1日～平成31年3月31日まで(2年間)

■**入札参加資格とは**  
 市が実施する競争入札に参加する際に必要となる資格で、あらかじめ入札参加資格審査をうけ、入札参加資格者名簿に登録されていなければなりません。随意契約による場合

も競争入札の例に準じて取扱うことがあり、その場合、入札参加資格者名簿に登録されていることが条件とされる場合があります。

■**問い合わせ先**  
 契約検査課  
 ☎(32)8890

## 雇用奨励金交付制度のご案内

雇用機会の増大と雇用の安定化を図るため、市内にある事業所が対象労働者を常用雇用した場合、事業主に奨励金が交付されます。

■**受給対象者**  
 次の①～⑤すべてに該当する事業主

- ①雇用保険適用の事業主
- ②1週間当たりの所定労働時間が、既に雇用している被雇用者の1週間当たりの所定労働時間と同程度である対象労働者を、常用雇用者(パートタイマーを除く)として期間を定めず、6か月以上常用雇用している事業主
- ③対象労働者に対する雇用保険、健康保険、厚生年金に加している事業主
- ④対象労働者の雇用を開始し

た日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に解雇した労働者がいない事業主  
 ⑤市税等に滞納がない事業主

■**対象労働者**  
 市に住所を有し、60歳以下で、かつ、公共職業安定所の紹介を受けた離職者や、身体障がい者手帳1・2級に該当する方など(ただし、事業主の2親等以内の者を除く)

■**交付対象期間**  
 対象労働者の雇用を開始した日から起算して6か月を経過する日から6か月以内

■**交付額**  
 1人につき 20万円  
 (同一年度内で同一事業所に交付できる額は、100万円まで)

※提出書類について  
 ホームページをご覧になるか、商工観光課までお問い合わせください。  
 ■**申し込み・問い合わせ先**  
 商工観光課  
 ☎(32)8907

## 高齢者見守りネットワークステッカー

市は市内の様々な事業所と高齢者を日々の業務の中でさりげなく見守る事を目的とする「高齢者見守りネットワーク事業」を行っています。  
 このたび、協定を結んだ事業所に掲示してもらったステッカーを作成しました。



■**申し込み・問い合わせ先**  
 高齢福祉課  
 ☎(32)8904